

保健医療サービス

問題 70 日本の医療保険の適用に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 国民健康保険の被保険者に扶養されている者は、被扶養者として、給付を受けることができる。
- 2 健康保険組合が設立された適用事業所に使用される被保険者は、当該健康保険組合に加入する。
- 3 「難病法」の適用を受ける者は、いずれの医療保険の適用も受けない。
- 4 国民健康保険は、後期高齢者医療制度の被保険者も適用となる。
- 5 週所定労働時間が10時間未満の短時間労働者は、健康保険の被保険者となる。

(注) 「難病法」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」のことである。

問題 71 「令和元(2019)年度国民医療費の概況」(厚生労働省)に示された日本の医療費に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 65歳以上の国民医療費は、国民医療費の50%を超えている。
- 2 診療種類別の国民医療費のうち最も大きな割合を占めるのは歯科診療医療費である。
- 3 都道府県(患者住所地)別の人口一人当たり国民医療費が最も高い都道府県は、東京都となっている。
- 4 制度区分別の国民医療費では、医療保険等給付分に比べて公費負担医療給付分が高い割合を占めている。
- 5 入院医療費及び入院外医療費を合わせた医科診療医療費の割合は、国民医療費の50%未満である。

問題 72 診療報酬制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 診療報酬の点数は、通常3年に1度改定される。
- 2 診療報酬点数表は、医科、歯科、在宅医療の3種類が設けられている。
- 3 療養病棟入院基本料の算定は、出来高払い方式がとられている。
- 4 地域包括ケア病棟入院料の算定は、1日当たりの包括払い方式がとられている。
- 5 診療報酬には、選定療養の対象となる特別室の料金が設けられている。

問題 73 日本の医療提供体制に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 医療計画は、市町村が策定義務を負っている。
- 2 地域医療支援病院は、第1次医療法の改正(1985年(昭和60年))に基づき設置された。
- 3 診療所は、最大30人の患者を入院させる施設であることとされている。
- 4 介護医療院は、主として長期の療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護、必要な医療及び日常生活上の世話をを行う。
- 5 地域包括支援センターは、地域における高齢者医療の体制を整えるため、地域医療構想を策定する義務を負う。

問題 74 後期高齢者医療制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 保険者は都道府県である。
- 2 被保険者は、60歳以上の者が対象である。
- 3 保険料の算定は、世帯単位でされる。
- 4 各被保険者の保険料は同一である。
- 5 各医療保険者から拠出される後期高齢者支援金が財源の一部となっている。

問題 75 事例を読んで、W病院の医療相談室のD医療ソーシャルワーカー(社会福祉士)による、妊婦であるEさんへの支援に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

〔事例〕

Eさん(33歳)は、会社員の夫(38歳)の健康保険の被扶養者であり、夫の母親(78歳、軽度の認知症、要介護1)と3人暮らしである。Eさんは現在、妊娠20週目で、第一子を出産予定である。実家は遠方で、実両親も高齢であることから、産後の子育てと義母の介護の両立に不安を抱えていた。義母は、昼間は通所型サービスを利用しているが、帰宅後は毎日同じ話を繰り返している。夫も多忙で残業も多く、頼りにできないとの思いを持っている。妊婦健診の結果は良好であるが、今後のことを考えると不安であるため、受診しているW病院の医療相談室を訪問した。

- 1 特定妊婦の疑いがあるため、地域包括支援センターに連絡をする。
- 2 出産手当金を受け取れることを説明する。
- 3 認知症高齢者の家族の会などの当事者同士が支え合う活動を紹介する。
- 4 義母の介護のために特殊寝台の貸与サービスを勧める。
- 5 産前・産後の不安や負担などを相談するために母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を紹介する。

問題 76 次の記述のうち、医療チーム内で専門分野を超えて横断的に役割を共有するトランスディシプリナリモデルの事例として、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 Fさんの病状が急変したため、医師は、看護師へ静脈注射機材の準備、薬剤師へ薬剤の準備、医療ソーシャルワーカーへ家族への連絡の指示を出した。
- 2 災害発生による傷病者の受入れのため、G病院長は、全職員の招集、医師へのトリアージ、看護師へ手術室の準備、医事課職員へ情報収集などの指示を出した。
- 3 Hさんの食事摂取の自立の希望を達成するため、理学療法士は座位保持、作業療法士は用具の選定、管理栄養士は食事形態、看護師は食事介助の工夫を行った。
- 4 一人暮らしで在宅療養中のJさんの服薬管理について、往診医、訪問看護師、薬剤師、訪問介護員、介護支援専門員等の自宅への訪問者それぞれが、Jさんとの間で確認することにした。
- 5 自立歩行を希望するKさんの目標をゴールに、理学療法士、作業療法士、看護師、介護福祉士とでケースカンファレンスを行い、立位保持訓練の方法を検討した。